

刑の一部執行猶予制度の展望

11H2093 松田翔伍

I. はじめに

平成 25 年 6 月 13 日、「刑法等の一部を改正する法律」と「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」が成立し、わが国で刑の一部執行猶予が導入されることになった。

一部執行猶予制度は、言渡した刑の一部の執行が終了した後、残りの刑の執行を猶予するというものである。例えば、「懲役 3 年うち 1 年を執行猶予 2 年」という言渡しの場合、2 年を刑事施設に収容し、残りの刑期の執行を 2 年猶予することになる。わが国の刑事政策上、再犯者の処遇が重要な課題となっている今、「施設内処遇と社会内処遇の有機的連携」による再犯防止を目的とした一部執行猶予制度の導入は望ましいものであると考えられる。しかし、一部執行猶予制度に対しては消極的な意見も示されており、検討しなければならない課題は多く残されている。本稿では、そのような批判を検討し、一部執行猶予制度のあるべき姿を明らかにしたい。

II. 刑の一部執行猶予制度の導入過程

一部執行猶予制度の導入が議論されたのは、「被収容人員適正化方策に関する部会」（以下「部会」とする。）である。本部会において、一部執行猶予制度は、受刑者を刑事施設に一定期間収容した後、社会内処遇を施すことができる点で、施設内処遇と社会内処遇の有機的連携による再犯防止に最も適した制度であることが評価された。加えて、社会内処遇中の受刑者の義務違反や再犯があった場合の処理に関して現行制度との整合性も図れるということもあり、その導入が最も望ましいということになった。また、一部執行猶予を認める類型として、初めて刑事施設に入所する者と、薬物使用者に限ることも併せて決定された。

III. 一部執行猶予制度の概要

刑の一部執行猶予制度が導入された背景には、満期釈放と仮釈放の制度的限界が挙げられる。満期釈放については、刑期を満了して釈放されるがゆえにその後の社会内処遇の機会が少ないという点が、仮釈放については、仮釈放の期間を残りの刑の期間とし、その期間保護観察に付すという残刑期間主義を採っていることにより保護観察期間が短いという点が問題となっていたのである。一部執行猶予制度の導入により、これらの制度的限界を一部克服することができると考えられる。

一部執行猶予制度の形式的要件としては、3 年以下の自由刑を言渡された者であることが要求されている。そして、その刑事責任の軽重という観点と再犯の防止という観点から必

要かつ相当であると判断された場合に一部執行猶予が認められることになる。また、一部執行猶予を言渡す場合、裁判所は、猶予刑の割合については自由に決めることができるが、猶予期間は1年以上5年以下の範囲で定めなければならないとされている。

一部執行猶予制度には、初入者に対する制度と薬物使用者に対する制度があるが、対象となる者の特性の違いから相違点もある。例えば、初入者に対する制度は保護観察が任意的であるのに対して、薬物使用者に対する制度は保護観察が必要的となっている。薬物使用者の場合、専門的処遇プログラムや治療を受けさせるために保護観察が必要的とされたのである。

IV. 現行の制度との比較

一部執行猶予制度は、現行制度である仮釈放制度、全部執行猶予制度との共通点を有する制度である。そこで、それぞれの制度との比較を通して、一部執行猶予制度の特徴を明らかにする。

仮釈放制度と比較すると、一部執行猶予制度には残刑期間を超えた自由の制約が許されているという特徴が認められる。また、保護観察付一部執行猶予の場合には、帰住先の確保が必要的になるという点も大きな特徴と言える。

全部執行猶予制度との比較から見える特徴としては、一部執行猶予制度はその刑の一部を猶予するにとどまるため、実刑部分が存在するという点、一部執行猶予はその目的が再犯防止にあることを条文において明確に規定している点が挙げられる。

両制度との比較を通して、一部執行猶予制度の最大の特徴は、仮釈放と同様に施設内処遇を施しつつ、全部執行猶予のように残刑期間を超えた自由の制約を行うことができる点にあることが明らかになった。このような特徴を有しているからこそ、先に述べた満期釈放と仮釈放の問題点を一部解消できるのである。

V. 制度に対する批判

一部執行猶予制度に対しては多くの批判がなされているが、そのほとんどは妥当せず、やはり制度は導入されるべきものであると考えられる。しかし、一部執行猶予の要件を3年以下の自由刑とするのは範囲が狭いという批判、短期自由刑の弊害を回避することができないという批判、そして、仮釈放が不可能な場合が存在するという批判は注目に値する。

一部執行猶予の要件についての批判は、刑期が3年を超える者の中にも、一部執行猶予により再犯を防止できる者は含まれている可能性が高いことが根拠となっている。この批判は基本的に妥当なものであるが、問題は、具体的に何年にすべきなのかという点である。この点については、平成24年の初入者のうち、90%以上が懲役5年以下であること、平成19年の薬物使用者のうち、99.9%が懲役5年以下であることから5年以下にすべきであると考えられる。

また、短期自由刑の弊害に関する批判、仮釈放に関する批判もやはり妥当するものだら

う。現在の制度設計では、「懲役 3 年うち 2 年 10 月を執行猶予 2 年とする」というような言渡しがなされる可能性は否定できず、この場合、短期自由刑の弊害を回避できないだけでなく、仮釈放の要件である刑期の 3 分の 1 以上の経過を満たすこともできない。これらを回避するためには、全体の刑期に占める実刑部分の割合の下限を設定する必要があると考える。具体的には、仮釈放の要件を満たすことができるよう、実刑部分を全体の刑期の 3 分の 1 以上とするような制度設計が望ましい。

以上の 2 点が、制度に対する批判の検討から生じた改善点である。

VI. 運用上の課題

一部執行猶予制度は導入されるべきであるものの、その運用上課題となる点は残っている。

1 つ目は、法曹三者、国民、対象者の処遇に関わる矯正・保護関係者の意識である。一部執行猶予の対象として適切な者を選別するためには、裁判の中で、法曹三者、国民が制度についての正しい認識を持つことが必要である。また、矯正・保護関係者についても、一部執行猶予を言渡された者がどのような犯罪を犯し、その背景にはどのような事情があるのか、どのような問題を解決すれば本人の更生につながるのかという点を十分に認識する必要がある。

2 つ目は、社会内処遇の充実である。特に、釈放後の帰住先の確保、保護観察と福祉の連携、就労支援の充実については、できる限り早期の改善が望まれる。

VII. おわりに

これまでの流れを踏まえた上で、一部執行猶予制度のあるべき姿を明らかにする。一部執行猶予制度は、わが国の現行制度の限界を突破し、犯罪者の改善更生・再犯防止を図ることができる非常に望ましい制度であると考えられる。しかし、一部執行猶予制度は刑罰制度である以上、緩刑化あるいは厳罰化の道具となってしまう危険性もある。そうならないためには、法曹三者と国民により適切な者が一部執行猶予を言渡され、その後の処遇に関係する者全体が、その者の改善更生のためにできる限りのことを行う必要があるだろう。一部執行猶予制度は、裁判所が言渡す刑罰としての側面を有しているが、その趣旨が特別予防にあることを忘れてはならない。